

遊漁を巡る現状と課題

水産庁

1 遊漁人口・市場動向

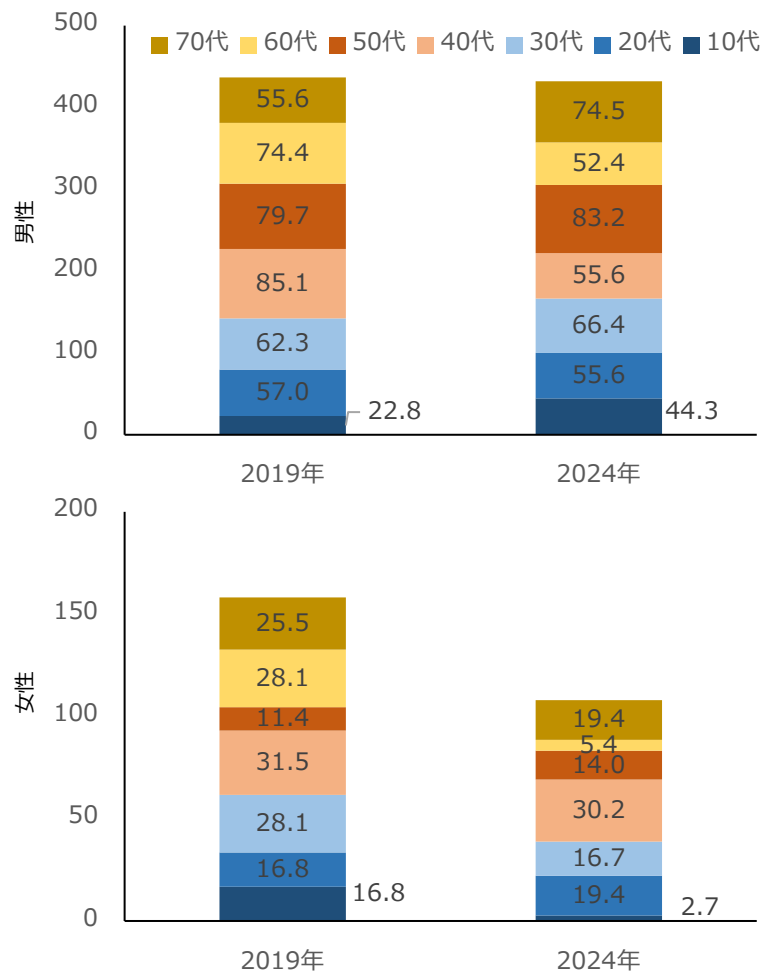
遊漁人口について

- **釣り（以下「遊漁」という。）人口は、平成初期の2,000万人をピークに減少し、令和6年においては540万人。**
- 遊漁人口に対する男性及び女性の比率は5年前から大きく変化はなく、男性では50代、女性では40代の人口が最多。

遊漁人口（万人）



性・年代別遊漁人口（万人）

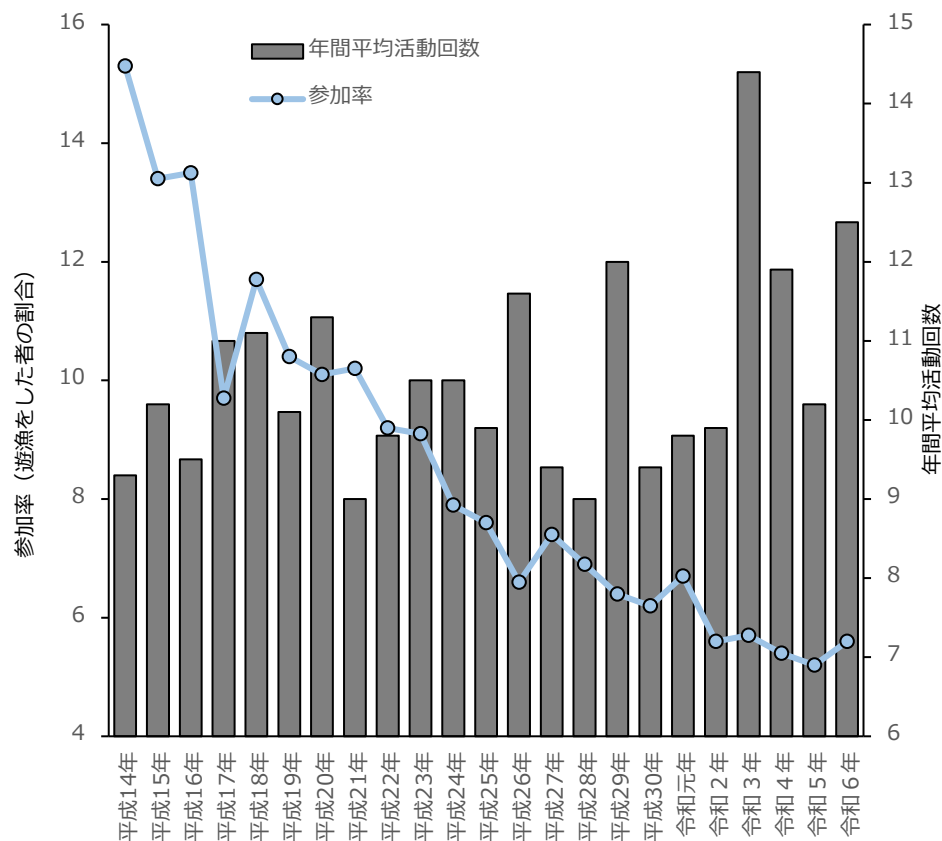


資料：「レジャー白書」より作成

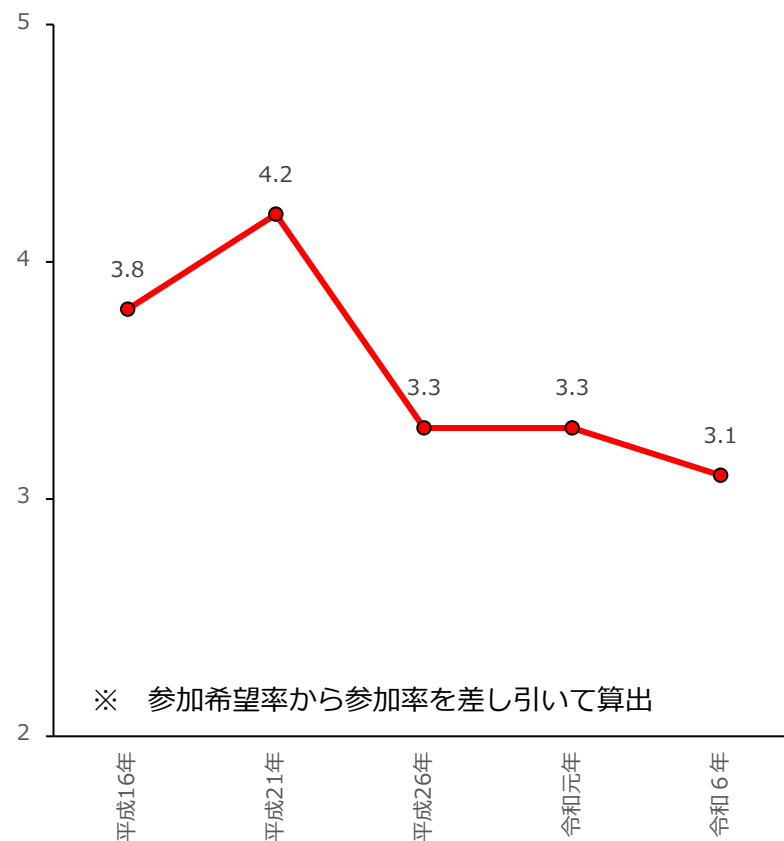
遊漁者の活動状況について

- **実際に遊漁をした者は、年々減少**（平成14年は15.3%、令和6年は5.6%）。
- 他方、遊漁をする者（以下「遊漁者」という。）の年間平均活動回数は、変動はあるものの、長期的にはやや微増。
- 遊漁に対する**潜在需要は、平成16年は3.8%であるが、令和6年は3.1%。**

遊漁をした者の割合（%）や年間平均活動回数（回）



遊漁に対する潜在需要（%）

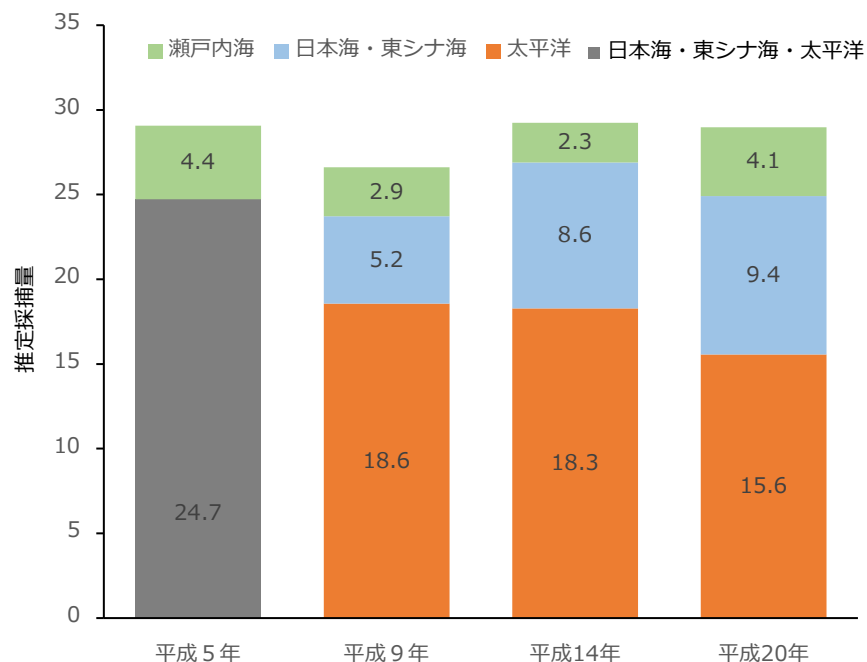


資料：「レジャー白書」より作成

遊漁による採捕量について

- 遊漁船業者を対象とした調査結果によると、**平成20年の推定採捕量は29,000トン**。
- **採捕割合は太平洋が5割以上**。日本海側の採捕割合が年々増加。
- 上位3種は、あじ類、ひらめ・かれい類、ぶり類。あじ類は日本海・東シナ海の割合が多い一方、ひらめ・かれい類の採捕の大部分は太平洋。また、瀬戸内海の採捕量は、主にあじ類、ぶり類、かさご類・めばる類、まだいで構成。

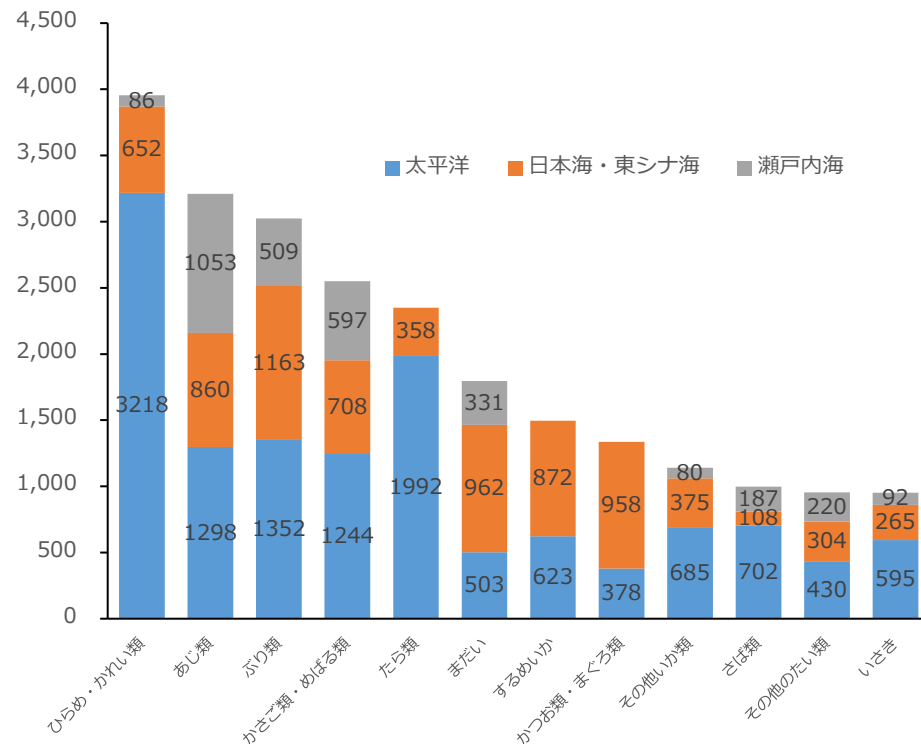
遊漁による推定採捕量（千トン）



※ 平成5年においては、太平洋及び日本海を区別して採捕量を推定できないため合算して表示

資料：「遊漁採捕量調査報告書」より作成

採捕量上位の魚種別採捕量（トン）

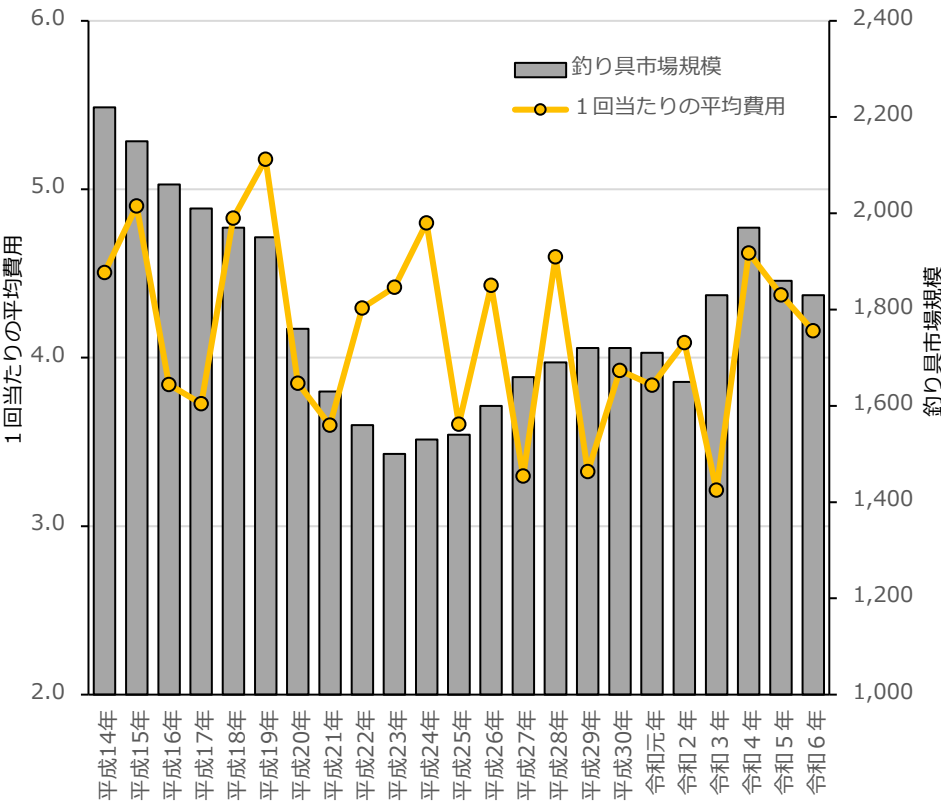


資料：「平成20年遊漁採捕量調査報告書」より作成

釣り具業界の市場規模について

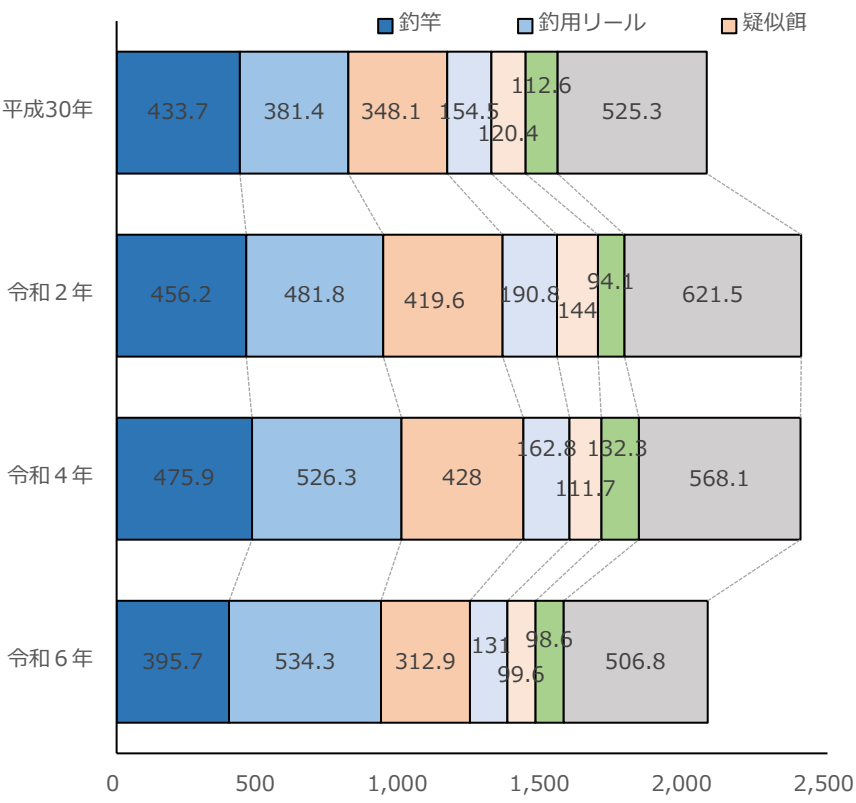
- 1 回当たりの平均費用はほぼ横ばい。
- 釣り具の推定市場規模は、平成14年の2,220億円をピークに平成23年にかけて減少。**平成23年から令和 6 年にかけて増加**（令和 6 年は1,830億円）。
- 国内小売市場では、**釣竿、釣用リール及び疑似餌のシェアが5 割**。特に、近年、釣用リールのシェアが増大。

1 回当たりの平均費用（千円）と釣り具業界市場の規模（億円）



資料：「レジャー白書」より作成

国内小売市場規模の内訳（億円）



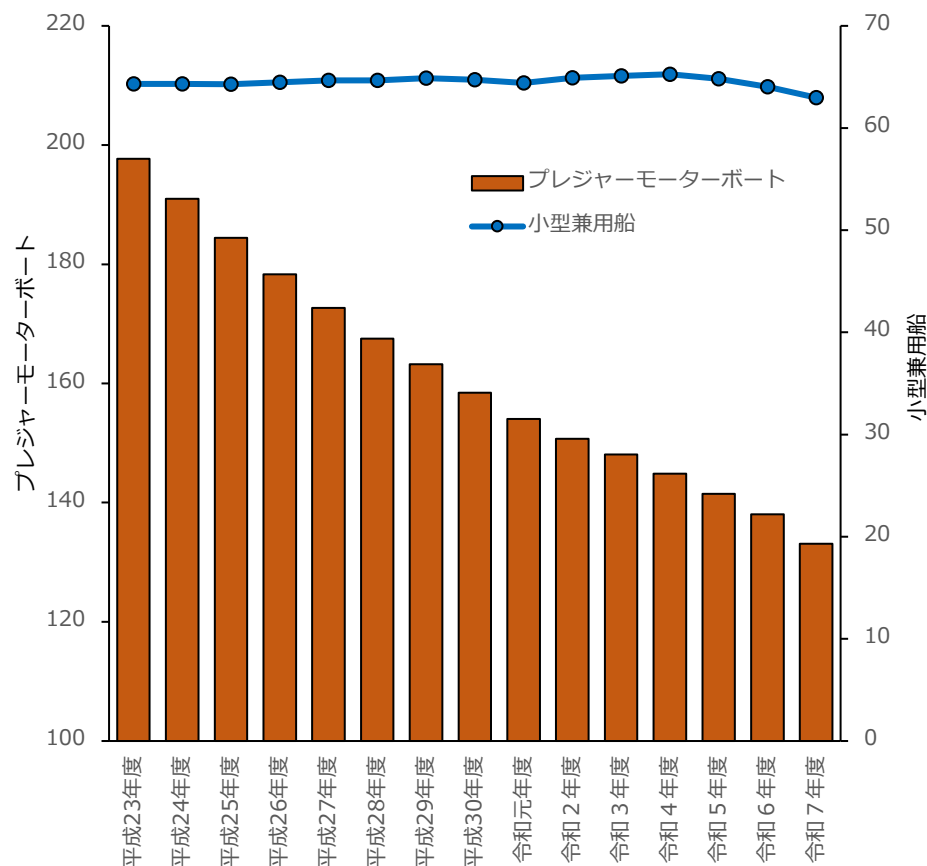
資料：「釣用品の国内需要動向調査報告書」より作成

2 遊漁船業等の現状

釣りに使用する船舶について

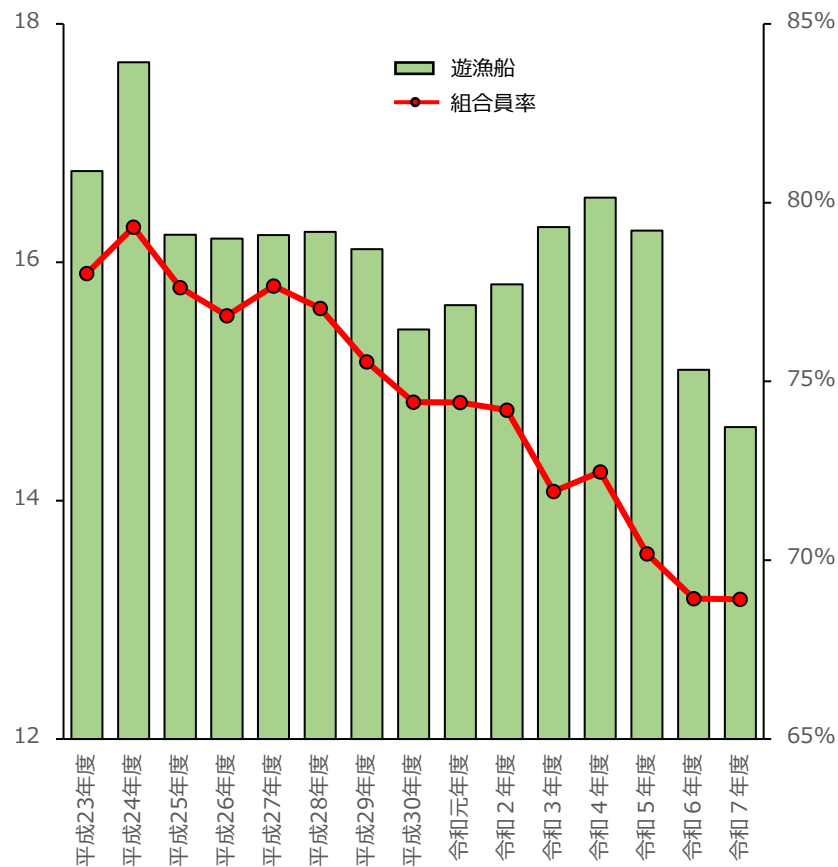
- **プレジャーモーターボート（以下「PB」という。）** 在籍数は、近年減少しており、令和7年度末時点においては、13.3万隻が在籍。小型兼用船（漁船登録を受けている小型船舶で、漁業以外の用途にも使用されている船舶）の在籍数は、令和4年度にかけて増加傾向であったものの、令和5年から減少傾向。
- **登録遊漁船隻数は**、令和3年度から5年度にかけて一時的に増加したものの、**長期的には減少**（平成24年度末時点で17.7万隻、令和7年度末時点で14.6万隻）。**組合員である割合について**も年々減少し、**令和7年度は約7割**。

年度末時点のPB・小型兼用船在籍数（千隻）



資料：「JCI船舶統計データ」より作成

登録遊漁船隻数（千隻）・組合員率（％）

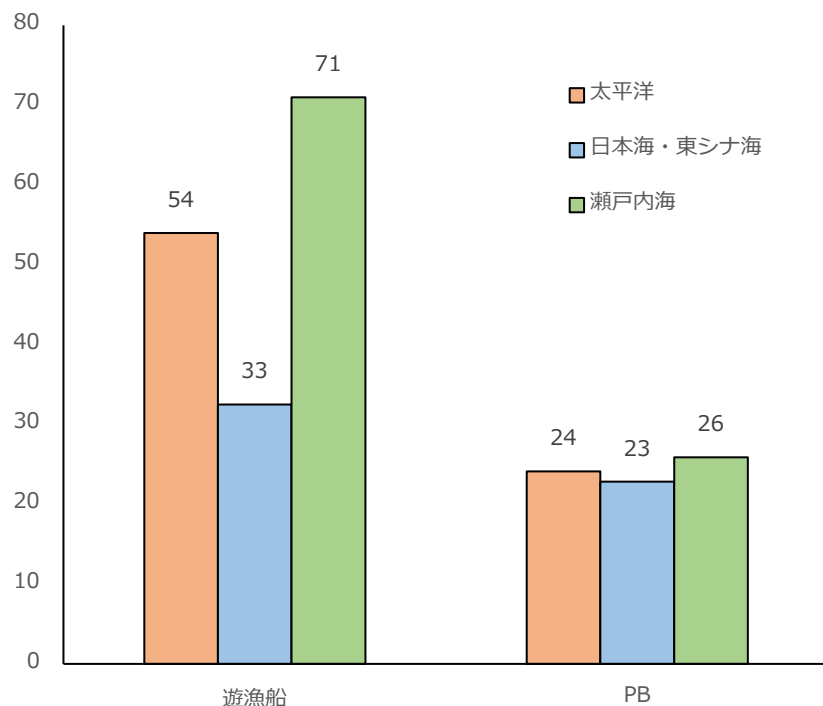


資料：水産庁作成

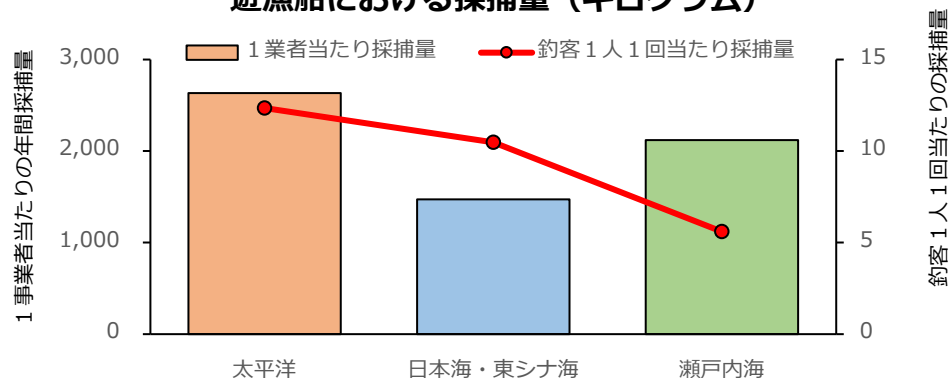
遊漁船等の活動について（平成20年）

- 1 遊漁船業者の年間平均活動日数は、瀬戸内海が71日で最多、日本海が33日で最少。PB 1 隻の平均活動日数は、海域間で類似した日数（25日前後）。
- 1 遊漁船業者の年間平均採捕量は太平洋が2.6トンで最多、日本海が1.5トンで最少。遊漁者 1 人 1 回当たりの採捕量では、瀬戸内海が最少。
- PBの年間採捕量及び 1 隻当たりの年間平均採捕量ともに、日本海が最多。

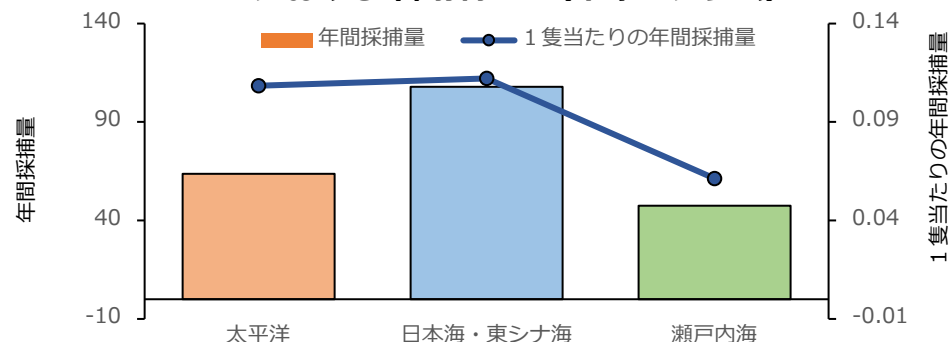
1 事業者・1 隻当たりの年間平均活動数（日）



遊漁船における採捕量（キログラム）



PBにおける年間採捕量（千キログラム）



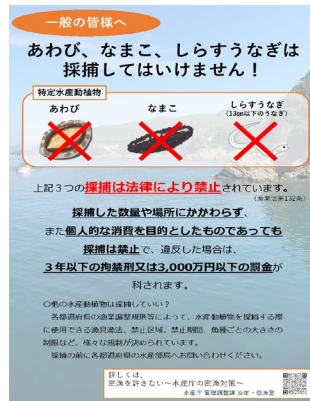
3 くらまぐろ以外の遊漁の資源管理

遊漁と漁業の調整等について

- 遊漁による水産動植物の採捕においては、漁業法、都道府県の漁業調整規則規則、海区漁業調整委員会による指示又は協定等による自主的ルールに基づいて、水産動植物を採捕する際に使用できる漁具又は漁法、禁止区域、禁止期間、魚種ごとの大きさの制限、夜間の照明利用の禁止などを規制。
- **地域の統一的ルールの策定に当たっては**、遊漁船業の安全な実施体制、資源管理や漁場利用の実効性等を踏まえつつ、遊漁関係者だけでなく漁業関係者も交えて総合的に議論することが重要であり、効率的な議論の実施においては、既存の海面利用協議会の活用に加えて、**遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第28条の規定に基づく協議会の活用が有効。**

なまこ・あわび・しらすうなぎ

- 根拠**：漁業法第132条及び同法施行規則第41条
- 規制内容**：特定水産動植物（ナマコ、アワビ、シラスウナギ）の採捕禁止
- 罰則**：三年以下の拘禁刑又は三千万円以下の罰金（同法第190条）



きじはた（山口県）

- 根拠**：漁業法第120条（海区漁業調整委員会指示）
- 規制内容**：採捕サイズの制限
- 罰則**：裏付け命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料（漁業法第193条）



資料：山口県HPから引用

いいだこ（香川県）

- 根拠**：漁業法第120条（海区漁業調整委員会指示）
- 規制内容**：採捕禁止期間や時間の設定（+任意での採捕報告）
- 罰則**：裏付け命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料（漁業法第193条）

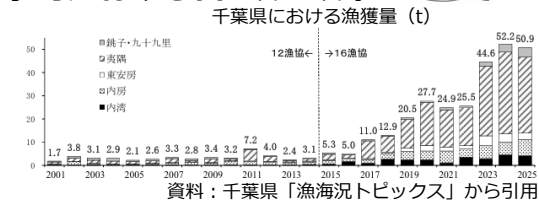


資料：香川県HPから引用

とらふぐ（東京湾における自主ルール）



- 根拠**：自主ルール
- 規制内容**：採捕数の制限
- 罰則**：なし



千葉県内房の遊漁船業者による東京湾のトラフグ遊漁のルールについて

※ 近年、東京湾ではトラフグを対象とした遊漁が活発となり、ますますの賑わいを見せております。一方で、今後もトラフグ資源を持続的に利用していくためには、獲り過ぎを防ぐ「資源管理」に取り組む必要があります。

このたび、行政にも相談の上、内房（富津～館山）の遊漁船業者で協議を行い、**資源管理のため、今シーズンから持ち帰ることができる尾数を利用客1人につき1日5尾までとする自主ルールを制定しましたので、お知らせします。**（中略）

※ 富津岬から北側海域の湾奥は今まで8尾制限でしたが、2月15日（日）をもって、東京湾全海域が5尾制限ルールに代わりましたのでご了承下さい！

資料：「つり情報 3月15日号No.1141」から引用

資源管理における遊漁の位置付けについて

- 水産基本計画（令和4年3月閣議決定）において、以下のとおり記載。

これまでも遊漁における資源管理は、漁業者が行う資源管理に歩調を合わせて実施するよう求められてきたが、水産資源管理の観点からは、**魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため**、今後、資源管理の高度化に際しては、**遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していく**。（中略）

また、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことが予見されることから、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した**遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備**する。

- 平成30年の漁業法改正以降、令和7年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とすることを目標とし、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、順次TAC管理の対象を拡大（令和8年3月現在、TAC管理の対象資源は54資源、漁獲量ベースでは7.7割。）。

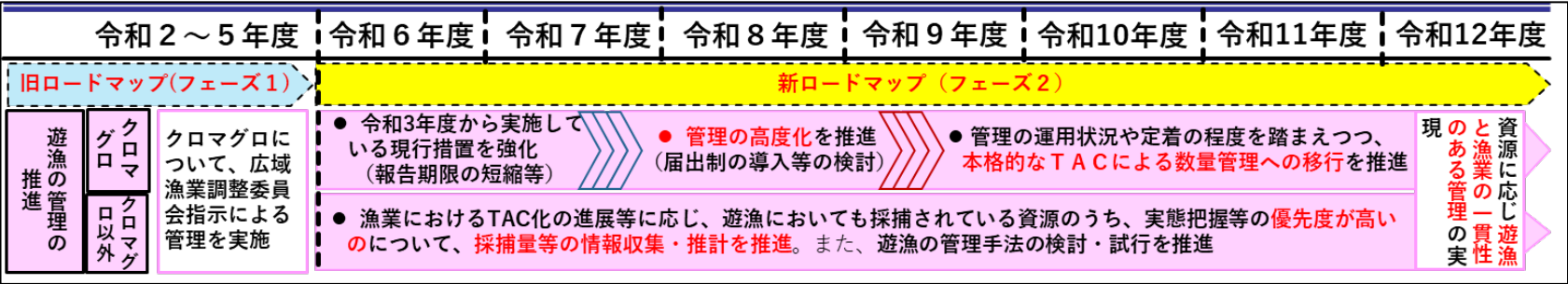
1	くろまぐろ（小型魚）	21	ずわいがにオホーツク海南部	41	めばち（インド洋協定海域）
2	くろまぐろ（大型魚）	22	にしころかじき（大西洋条約海域）	42	まだら本州太平洋北部系群
3	みなみまぐろ	23	にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）	43	まだら本州日本海北部系群
4	さんま	24	びんなが（南大西洋海域）	44	まだら北海道太平洋
5	まあじ	25	めかじき（南大西洋海域）	45	まだら北海道日本海
6	まいわし太平洋系群	26	めかじき（北大西洋海域）	46	よしきりざめ（南大西洋海域）
7	まいわし対馬暖流系群	27	めかじき（南西太平洋海域）	47	ながすくじら
8	すけとうだら太平洋系群	28	めばち（大西洋条約海域）	48	かたくちいわし太平洋系群
9	すけとうだら日本海北部系群	29	めばち（東部太平洋条約海域）	49	かたくちいわし瀬戸内海系群
10	すけとうだらオホーツク海南部	30	よしきりざめ（北大西洋海域）	50	まだい日本海西部・東シナ海系群
11	すけとうだら根室海峡	31	あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））	51	ぶり
12	するめいか	32	あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））	52	くろまぐろ（東部太平洋条約海域）
13	大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）	33	いわしくじら	53	べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）
14	大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）	34	からすがれい（北西大西洋条約海域）	54	べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）
15	まさば及びごまさば太平洋系群	35	きはだ（インド洋協定海域）		
16	まさば及びごまさば対馬暖流系群	36	にたりくじら		
17	ずわいがに太平洋北部系群	37	みんくくじら		
18	ずわいがに日本海系群A海域	38	あおざめ（南大西洋海域）		
19	ずわいがに日本海系群B海域	39	かたくちいわし対馬暖流系群		
20	ずわいがに北海道西部系群	40	うるめいわし対馬暖流系群		

TAC管理対象資源の一覧

遊漁の資源管理について（くろまぐろ以外の資源）

- 令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、以下のとおり記載。
漁業におけるTAC化の進展等に応じ、**遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進**。また、**遊漁の管理手法の検討・試行を推進**。
- **ぶりについては**、研究機関の試算結果では、**遊漁による採捕は資源に対して大きな影響はないものと評価**。

資源管理の推進のための新たなロードマップ（2024年3月）



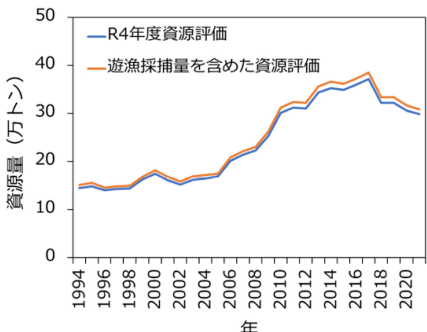
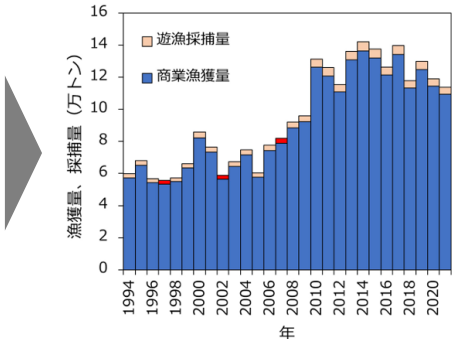
ぶりの事例

- 【資源管理手法検討部会・ブロック会議での意見】
- 遊漁採捕量の把握について、都道府県でも努力していくが限界があるので、水産庁としても遊漁者の採捕量報告の義務化等の検討をすべき。
 - 市場外流通や遊漁の数量を把握する体制等を検討すべき。
 - 遊漁者も一緒に管理に取り組むべき。

～ 令和5年10月11日 第1回資源管理方針に関する検討会（ぶり） 資料・議事録から抜粋 ～

【試算方法】

- ・ 公表値から、日本の商業漁獲量に対する遊漁採捕量の割合は平均4.6%
- ・ 公表値がない年の遊漁採捕量は、商業漁獲量との割合が4.6%と推定



遊漁採捕量を含めた資源評価では、資源量は3.3～4.3%（平均3.8%）増加

（パブリック・コメントへの回答から抜粋）

資源に対して大きな影響はないと評価

まだい遊漁の資源管理について

- **まだい日本海西部・東シナ海系群について**は、令和6年3月5日に開催した資源管理方針に関する検討会（まだい日本海西部・東シナ海系群）において、以下の対応を説明。
- ① 遊漁について漁業と一貫性のある管理を目指すため、遊漁採捕報告システムや実態調査等を活用して、まずは**採捕量の把握を行う**。
 - ② 得られた採捕量のデータをもとに、**資源評価に与える影響等を検証する**とともに、遊漁による採捕実態を踏まえ、**ステップ2の終了までに遊漁の資源管理の方向性について結論を得る**。

TAC管理の検討スケジュール等（マダイ日本海西部・東シナ海系群）

		ステップ1 (1年を想定) TAC意見交換会・水政審	ステップ2 (2年を想定) SH会合・水政審	ステップ3 (開始後3年以内)
管理の内容		・ TAC報告 ・ 国全体のTACのみ設定（各県等への配分はしない） ・ 採捕停止命令は行わない	・ TAC報告 ・ 各県等への配分試行 ・ 管理の運用の試行 ・ 採捕停止命令は行わない	・ さば、まいわし等と同様の管理内容 ・ 管理の運用方法等を早期に検証し、必要な見直し
課題への対応	TAC報告体制整備			
	遊漁の管理	・ 資源評価に与える影響評価 ・ 管理の方向性について結論を得る		
	配分基準の検討			
	漁獲の積み上がりの検証と必要な対応の検討・試行			
		(新たな課題を含め、随時対応する)		

遊漁の資源管理における課題について

- まだいに限らず、遊漁による採捕について、平成21年度以降、**公的な統計（農林水産統計）が存在せず**、かつ、遊漁採捕報告システムの利用率が低く、得られたデータを用いて、直ちに**採捕量の推定、資源評価への影響の調査に利用することが困難**。
- 水産庁が行う事業による採捕量の推定手法の開発、遊漁採捕報告システムの改善、資源管理の重要性などの周知や関係者の理解醸成を推進しつつ、上記の円滑な実施に向けて、地域レベルにおいて、遊漁船業の適正化に関する法律第28条の規定に基づく**協議会の設立等を通じた協力体制の整備**が重要。



遊漁のルールとマナー

～海と川、魚との付き合い方～



水産庁
jfa.maff.go.jp

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます



遊漁の採捕量情報により

- ・資源評価の精度が上がり、より正確に資源状態が把握できるようになります

遊漁者が資源管理に参加することにより

- ・漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます
(LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)



クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、

- ・小型魚（30キロ未満）→ 採捕禁止
- ・大型魚（30キロ以上）→ 報告必要（キープは1人1日1尾まで）

（※採捕量が増えた場合は、大型魚も採捕が禁止になります。
採捕にあたっては常に最新の情報を確認してください。）

水産庁のWebサイト

水産庁 【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL : 03-3502-8111 (内線6705)